

諸外国における教科書制度について

		韓国	シンガポール	デンマーク	エストニア
教科書制度	教科書の定義	「学校で児童生徒の教育のために使用される、児童生徒用の書籍・音盤・映像及び電子著作物等」と規定されている。	法律等での定義はない。毎年8月に教育省は翌年度の使用を認可した教科書・教材のリストを公示し、小・中学校はそこから使用する教科書を選ぶ。Junior Collegeなどの後期中等教育段階以上では使用する教科書等に制限はなく、市販の図書や参考書、問題集等を使用する。	特に法律で定義されたものはなく、教材の一つという位置付けである。	学習材として規定されているが、教科書を定義する法律はない。
	国定、検定、認定などの制度	国定、検定、認定の制度がある。	国定制度と検定制度を併用する。	国定、検定、認定などの制度はない。自由発行制である。	2008年までは国によるチェックがあったが、それ以降は専門家による内容の確認のみである。
	使用義務の有無	全ての学校で使用義務がある。	使用義務はないが、授業での使用・参照頻度は高い。	使用義務はない。教員は様々な教材から児童生徒に適した教材を適時使用している。各教科の共通目標を達成するための主たる教材の一つとして教科書が使用されている。	使用義務はない。実際には、多くの学校で教科書が使われている。
	有償・無償	義務教育である初等教育(初等学校)と前期中等教育(中学校)では無償である。後期中等教育(高校)では有償である。	全ての教育段階で有償である。	無償である。ICT環境や教材に対しては自治体が予算を拠出している。「Uni-Login」という児童生徒、教員、保護者、学校とデジタル教材を繋ぐ一元化されたサービスにより、デジタル教科書やデジタル教材を無料で使用することができる。	初等・中等段階とも無償である。ただし、中等段階のワークブックは有料で生徒が購入する。
デジタル教科書の状況		初等学校の中・高学年、中学校、高校の一部教科でデジタル教科書が開発・使用されている。2015年から希望する全ての学校で使用が可能となっており、2018年8月現在、初等学校の80.4%、中学校の69.8%でデジタル教科書が使用されている。	民間出版社がデジタル教科書・教材、ウェブ教材を多く販売・配信し、教育省も優良な教材を購入し、無料で提供する。2008年に始まった「フューチャースクール」事業では、研究校がデジタル教科書(e-textbook)を用いた授業の実践・開発を行った。	デジタル教科書の位置付けは、デジタル教材の一つという位置付けである。紙の教科書のみを使用するのではなく、デジタル教科書や、それと一体的に活用する補助コンテンツと連動して使用されることが想定されており、デジタル教科書の活用が積極的に進められている。	教材データベース「Opig」が教育研究省下に置かれ、そこでは学習材へ誰でもアクセスできる。
デジタル教科書の使用に関する基準(各教科等の授業時数の2分の1未満)に相当する制度		当該基準に相当する制度は見受けられない。	当該基準に相当する制度は見受けられない。	当該基準に相当する制度は見受けられない。	当該基準に相当する制度は見受けられない。

※海外教科書制度調査研究報告書(令和2年3月31日 公益財団法人教科書研究センター)等を基に作成。

諸外国における教科書制度について

		アメリカ	イングランド	フランス	ドイツ	オーストラリア
教科書制度	教科書の定義	特に法律で定義されたものではなく、アメリカ出版社協会の定義では、教材あるいは学習材の一つであるとされている。	特に定義されていない。	教科書は自由発行、自由採択制であるが、教科書の値段に関する政令の規定の中に「初等中等教育等の枠内で一般的に用いられ、担当大臣により予め定められ承認された学習指導要領に対応するために作成された」ものとの定義がある。	統一的な定義はない。法令(教科書認可規程など)で定義している州がある。	教材の一つである。
	国定、検定、認定などの制度	特にないが、各州(あるいは学区)における採択の時点で、その州(あるいは学区)のガイドライン等に合致しているかが検討され、合致しているものが公費で購入可能な教科書として採択され、選定リストに載る。	自由発行。中等学校、後期中等教育では、外部試験団体の試験詳述書に準拠した教科書が発行される。	自由発行制であり、検定等はない。	教材の認可を行っている州(12州)と、行っていない州(4州)がある。	国定、検定、認定などの制度はない。
	使用義務の有無	使用義務はない。	使用義務はない。	使用義務はない。	使用義務について、法令等で直接的に規定していないが、各州の省令等において教科書の使用に関する規定がみられる。	使用義務はない。
	有償・無償	無償である。	無償である。 (独立学校の場合は義務教育段階でも有償。)	コレージュ及び特別支援学校については、教科書の供給は国の責任であるとの法令に基づき無償である。小学校の場合、実態としては、設置主体である市町村が教科書の購入費を支出している。リセについては、有償制がとられてきたが、現在ではほぼ全地域圏で無償となっている。	無償貸与の州、学年により無償貸与と有償の州、有償貸与の州、有償の州などがある。	学校教育において保護者が支出すべき項目の一つである。
デジタル教科書の状況	28州では教科書の中にデジタル教科書を含むとする定義を法令や政策文書等で定めている(2017年調査)。また、デジタル教科書を含むデジタルコンテンツを利用している初等中等教育機関は80%であり、このうち教育課程の一部として教室内で利用しているのは全体の41%である(2015年調査)。	電子黒板が普及していることから、印刷教材を発行している教科書会社が、同教科書を使って授業をする際に同じものを電子黒板に映せるようにデジタル版を用意している場合が多い。	2009年から2014年にかけて国民教育省主導でデジタル教科書使用の試行を実施した(コレージュ69校が参加)。各学校の「学習のデジタル・プラットフォーム」を通じてパソコンからアクセスすることができる。2011年の調査では、小中学校の全学級のうち、デジタル教科書を利用しているのは約4%となっている。	出版社により紙媒体の教科書に諸機能を加えて作成されているデジタル教科書、大学や研究所により開発・試行されているデジタル教科書、オープン教育リソース形式の教科書がある。	オーストラリアン・カリキュラムに則したデジタル教材の開発が進められており、学校・教員の裁量で使用されている。あくまでも教材であり、教科書の位置付けにはない。	
デジタル教科書の使用に関する基準(各教科等の授業時数の2分の1未満)に相当する制度	当該基準に相当する制度は見受けられない。	当該基準に相当する制度は見受けられない。	当該基準に相当する制度は見受けられない。	当該基準に相当する制度は見受けられない。	当該基準に相当する制度は見受けられない。	

※海外教科書制度調査研究報告書(令和2年3月31日 公益財団法人教科書研究センター)等を基に作成。 2